

Title	正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書：附録 筑後國柳河文書
Sub Title	
Author	武藤, 長藏(Muto, Chozo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.4 (1933. 12) ,p.43(623)- 95(675)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19331200-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる

南蠻船に關する肥前大村家文書

附錄 筑後國柳河文書

武藤長藏

一

私は本誌前々號に、肥後細川家所藏「正保黒船來朝記」の全文を掲げ、註釋を附し、説明を加へて置いた。茲には大村家文書中第一に長崎縣立圖書館所藏大村家覺書三中に記する正保四年南蠻船來朝の記事を掲げ、次で長崎縣大村町の大村男爵家保管の大村家覺書及び大村中學校保管の見聞集中正保四年葡萄牙船來朝長崎港警備に關する記事を載せたいと思ふ。

二

其外に、福岡市末次與四郎氏原所藏、東京帝國大學文學部史料編纂所所藏寫本正保異船錄も追つて紹

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書（武藤）

（六三）

四三

介する積である。

肥前國平戸藩の松浦伯爵家にも、この正保四年南蠻船に關する記録が残つて居る。これ亦出來れば比較對照の料に供したいと考へて居る。

私が本誌前々號に一言した、子爵小笠原長生氏の日本帝國海上權力史講義第八章鎖國中に於ける海上權の部所載諸家船固之圖（正保四年長崎え黒船渡來の圖）は、出所が示してなかつたから、小笠原子爵に御尋ねした處、私の推測の如く海軍省文庫所藏圖であつたとの返答を得たから茲に其旨を記し、併せて小笠原子爵が其出所を示された事を感謝して置きたい。

正保四年長崎に南蠻船渡來の折、小倉城主小笠原信濃守の兵も長崎に出陣した事は、本誌前々號に述べて置いた通であるが、其子孫に當る小倉藩の小笠原伯爵家の豊前國豊津に在る別邸には今それに関する史料を見出さないとの返事を、私は小倉市誌を編纂された文學士伊東尾四郎氏より得た。私は伊東氏が私の質問に答へんが爲めにわざわざ豊津に赴かれ調査の勞をとられた事を感謝したい。

筑後の柳川城主立花左近將監の兵も正保四年南蠻船渡來に際し長崎に來り港外香燒に陣したから、柳川にこの正保四年南蠻船事件の參考史料繪圖等の有無を同地の郷土史家岡茂政氏に照會し問合せた處、同氏より早速返事に接し、記録等見當らざるも「正保四年黒船」の繪圖を所藏する人ある事を確めた。

依て同氏を煩し其繪圖の所藏者である柳河郵便局長富安道義氏（元和以前からの柳河の舊家なる由）に

交渉して其の「正保四年黒船」と題する折本式の繪圖を借覽する事を得た。

追 録

私は本文に、筑後國柳河の郷土史家茂政氏の報告に基き次の意味の事を書いて置いた。

即ちそれは、正保四年葡船來朝の折、柳河よりも長崎警備の爲め出陣して居るが、其當時の記録が、立花伯爵家文書其他柳河には未だ見當らない。たゞ同地郵便局長富安氏が、正保四年黒船來朝長崎警備の繪圖を所藏されて居るから、それを借りて私に宛て送られた。然るに右原稿を本誌本號編纂者松本信廣氏に寄せた後で七月四日附にて右柳河の岡氏より來翰其内に「扱別紙正保四年葡船來崎に關する文書發見仕り候間御無用のものとは奉存候へども供尊覽申候これは由布五兵衛の子孫の家に所藏仕り候書翰寫之内に相見えたるものに候繪圖のことにつきても此内に一寸相見え居申候」云々とある。この岡氏の書翰に所謂別紙正保四年葡船來崎に關する文書とは次の如き内容のものである。參考までに茲に追録して置く。但しこの文書に所謂繪圖は必ずしも富安氏所藏の繪圖を指すのではない。富安氏所藏の繪圖は後年作製の繪圖であると私は斷定したい。

老中々御飛脚被指立候間謹而致言上候

一、先便從柳川申上候様長崎へ黒船貳艘着船仕候に付從上使三御衆近國之御人數俄に被召寄候御當家御

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書（武藤）

（六三）

四五

人數も急度可馳參由被仰越候に付當月朔日出船仕同二日未之刻長崎近所茂木と申所へ着船仕候之處茂木より陸地にて長崎へ可罷越由上使衆御下知に付二日之夜陸々長崎へ參勤仕候但白晝は勢色黒船を見え可申候様夜入山路を越申候様と被仰付候故右之仕合に御座候

一、上使衆より老中迄被仰渡候は御當家御人數之儀はかけのを嶋こうやきと申所を被成御渡候間彼所へ陣可仕由被仰付候に付彼嶋へ船にて何も押渡申御事候

一、筑前衆肥前衆唐津衆小笠原衆御人數其外之陣所繪圖仕老中々被指上候間委不及書載候

一、久留米御人數は如何様子にて御座候哉今迄は爰許へ渡海不仕候

一、黒船御征罰之様子は江戸御一左右を被相待其上を以何れ之道にも可被仰付之由に御座候其内萬一不計黒船出船仕事候はゞかけ留申候様にとの仰渡にて御座候

一、御當家御陣場之儀は筑前衆肥前衆肥後衆之跡にて御座候へ共唐舟通り申候ところに御座候に付かけのを嶋ノ舟道に諸手々大綱を張申筈に被仰付候御當家々も一筋用意仕張申御事に候

一、筑前殿御一手にあまり申儀は御座有ましく候へ共先に船粧ひ仕八段帆道に梯を仕付乗込申行に御座候委は重而可申上候

一、御銀少も無御座候に付萬事手を津き申様に御座候柳川罷立之砌里んし銀等取あつめ其上に町之者共銀子を借り加へ申候て漸銀十五六貫目程長崎へ持參仕候御家中衆へも右之銀少つ、借渡申様に御座候

一、御家中御人數今迄者萬事行儀等も能相見え申候彌相嗜候様に何も可申談候尙近日御吉左右可申上候
此旨宜預御披露候 恐々謹言

正保四亥

七月七日

由布 五兵衛尉

清田 大膳 亮

立夜九郎兵衛尉殿

立花 猪之介殿

筑後國柳河、富安氏所藏「正保四年黒船」と題する長崎警備の繪圖の説明並に批判

(一)富安氏所藏のこの繪圖に「正保四年六月廿四日入津同年八月六日歸帆也」と記入してあるのは本誌
前々號所載拙稿の挿繪に掲げた古賀十二郎君所藏「肥前國長崎古繪圖」に「正保四年丁亥六月廿四日
長崎入津同八月六日出船云々」と記入するが如く又西川如見著長崎夜話艸二、蠻舶二艘來朝之事の部
のはじめに正保四年丁亥の六月廿四日とかや又亞媽港の黒船二艘湊の外に來れり云々と記するが如く
其先例に倣ひたるものと思ふ、然し乍ら嚴密に云へば前々號所載細川家所藏「正保黒船來朝記」にも
記する如く「正保四年丁亥六月廿四日肥前國長崎之沖に黒船二艘見エ」六月廿六日黒船二艘共に長崎

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

(六七)

四七

之入口伊王島より入津」したのである。Valentyu にも Den 26 sten dito (The 26 th inst.) と書つて居る事は前々號引用した通である。

長崎を出帆したのは正保四年八月六日 (西曆千六百四十七年九月四日) であつた。これは正しく書かれてある。

(二)この筑後柳河、富安氏所藏「正保四年黒船」と題する長崎警備の繪圖に二艘の黒船は其掲揚する國旗は正しくない。この點は前々號所載古賀十二郎君所藏圖が優れて居る。次にこの黒船の本船長サ廿六間横七間深サ八間とあるは西川如見著長崎夜話草二、「蠻船二艘來朝之事」とある部分の記事と同一であるが此富安氏の所藏圖に石火矢二百四挺とあるは西川如見の長崎の夜話草に石火矢二十四挺とあるの誤ならずや又この圖に供船長サ廿四間横六間深サ廿四間石火矢二十四挺とあるは長崎夜話草と一致して居る。

(三)この柳河、富安氏所藏「正保四年黒船」と題する長崎警備の繪圖に細川越中守の兵の出陣せし部人数數壹萬千三百一人とあるは他の文獻と一致して居るが船三十三艘とあるは細川家所藏「正保黒船來朝記」によれば、せき舟荷舟合計貳百五十三艘の誤である。(西川如見著長崎夜話草に據れば細川肥後守の船數百三十三艘とある)

(四)次に此柳河富安氏の圖に松平筑前守人數一萬七百三十人とあるは他の記録と一致して居るが船二百

三十三艘は長崎夜話草とは一致するが細川家所藏「正保黒船來朝記」によれば船數は合計百拾壹艘である。

(五)この柳河富安氏所藏「正保四年黒船」圖には「寺澤兵麻守」とあるこれは寺澤兵庫頭と改むべきである。又人數三千五百五人は他の記録と一致するが、船十二艘は合計三拾貳艘の誤ならずや。

(六)又この柳河富安氏所藏「正保四年黒船」なる長崎警備圖の長崎市街の部分に數ケの誤がある、例へば唐人屋舗、唐人荷物藏等が描かれてあるが唐人屋敷の長崎に設けられたのは元祿年間で其の工を起したのは元祿元年（西曆千六百八十八年）で竣工したのは元祿二年（西曆千六百八十九年）であつた。さればそれより四十二年も前の正保四年（西曆千六百四十七年）葡船來朝の圖には唐人屋敷は未だ無く、元祿二年唐人屋敷の出来る前は唐人は長崎市街に散宿して居つたのである。

次に唐人荷物藏（新貨庫、新地唐船荷藏）は元祿十一年の長崎大火の爲め唐船の荷物の市街の倉庫に貯藏せしもの焼失するもの多かつたから海を埋めて其地に倉庫を造る事元祿十二年起工同十五年（西曆千七百〇二年）竣工したのであるから正保四年より五十五年も後の事である。されば「正保四年黒船」の繪圖にこの「唐人荷物藏」のあるのは誤である。これは繪圖が後年の作であることを自ら立證するものである。

三

さて長崎縣立圖書館所藏大村家覺書三には正保四年の南蠻船渡來事件の七年前に寛永十七庚辰年（西曆千六百四十年）五月十七日（G. VII 1640）長崎に入津した南蠻船の事が書いてある。この事件の事は前號所載拙稿中にも略述して置いたが、それと照應する事にもなり正保四年の事件との順序關係を示すの便もあるから、本題ではないが序に前置として大村家覺書三に書いてある儘に、先づ寛永十七年長崎に入津の南蠻船事件の記事を左に引用し然る後本題の正保四年の事件に就ての記事を引用することとする。

大村家覺書三

一南蠻船壹艘來長崎事并南蠻人生客同船燒沈之事

寛永十七庚辰年五月十七日南蠻船壹艘長崎浦ニ入津中乗七拾四人日本え渡海商賣爲訴訟參候警固純信被仰付候番船三艘者頭三人侍足輕上下合三拾八人水主五拾九人右南蠻人出島ニ被召置警固者頭五人侍足輕上下合七拾貳人五月廿日々六月十六日まで相勤申候爲上使加々爪民部六月十四日長崎ニ到着翌十五日右南蠻人牢舎六月十六日辰刻南蠻人六拾壹人於西坂斬罪同日右黒船す、れの沖にて燒沈め殘拾三人は船中飯米酒肴薪等被下七月十七日ニ唐船にて被指返候以來渡海仕候者如是可被仰付候間其段可申達旨被仰含候由右蠻人拾三人出島ニ被召置候内警固仕候者頭三人侍足輕上下合五拾貳人六月十七日々

七月十八日まで相勤候

(1) 大村家覺書には『六月十六日辰刻南蠻人六拾壹人於西坂軒罪』云々とある。これは外國側の記録に殉教者の聖山 (The Martyr's Mount) にて刑罰に處した事が書つてあるのと同じ居る。マリックソンの日本史 (A History of Japan) には次の如く書つてある。

Early next morning they were offered their lives if they would renounce Christianity, but every one rejected the offer. At seven o'clock they left the prison for the Martyr's Mount, the scene of so many tragedies, and there the heads of the envoys and of fifty-seven of their companions fell (August 3rd, 1640). The thirteen selected to carry the news to Macao, after witnessing the execution of their superiors, were then taken to witness the burning of their superiors, were then taken to witness the burning of the vessel, and on the following day they were asked by him if they had seen their vessel burned. "Then", he went on, "do not fail to inform the inhabitants of Macao that the Japanese wish to receive from them neither gold nor silver, nor any kind of presents or merchandise; in a word, absolutely nothing which comes from them."

(2) 茲に引用する大村家覺書三にも前に引用した文句の次に「同日右黒船すゝれの沖にて焼沈め殘拾三人は船中飯米酒肴薪等被下七月十七日に唐船にて被指返候」云々と書いてある。

この寛永十七年南蠻船一艘を焼沈めた場所は本誌前々號に掲げた古賀十二郎君所藏の繪圖にも示してある。

(3) 續國史大系第拾卷徳川實紀第二編大猷院殿御實紀卷四十四寛永十七年六月二十七日の條に「この月十六日乗船の蠻人七十四人のうち六十一人をかしこにて梟首せしめ、船并荷物はことごとく焼捨しめ、醫者并船子共十三人一命をたすけ。別船にのせてかしこへ追返しこの子細をかの國人にしらしむる旨民部少輔忠澄、新兵衛兼綱より注進す。」云々とある。「醫者并船子共十三人一命をたすけ」とある部分特に注意を要する。即ち醫者は殺さずして船子共と同船して歸し病者を診察治療する任に當らしめんとしたもので其用意を察する事が出来る。

四

さてこれから愈々本題に入り正保四年（西曆一六四七年）長崎に渡來の葡國使節を載せた南蠻船に關する大村家覺書三中の記事を引用し次で其の註釋を附したい。

長崎縣立長崎圖書館所藏

大村家覺書三

一、南蠻使船⁽¹⁾二艘來長崎浦事附長崎七口番所之事。正保四年^丁亥六月廿四日午刻南蠻船二艘長崎より三里半硫黄カ島の沖に來ル長崎奉行馬場三郎左衛門兩使石川庄左衛門内藤儀太夫通詞西吉兵衛をさしこし候て船を長崎浦内に入れ可申上也同廿六日午上刻長崎浦身なけ石の前に繫猶又奉行馬場三郎右衛門を兩使石川庄左衛門内藤儀太夫通詞西吉兵衛を遣し南蠻人の申聞候は如何様之儀に付渡海仕候かと相尋候南蠻人申候は⁽²⁾ごわの屋形七年以前に死亡仕り代替の使者にて御座候去年天川まで參候處天川人共申候は日本渡海之儀先年御停止被仰付候以後訴訟に罷渡候得は其者共生客被成候之間亦參候共其通にて可有之と申候得共古より日本に使者之儀に御座候得は如何様に被仰付候共渡海不仕候不罷成候付て去年琉球まで參候得は風惡舖候て天川へ參候漸當年着船仕候十八ノ屋形を書翰持參仕候御奉行に直に可相渡由申長崎奉行々之兩使對面不仕候扱は⁽³⁾つていらは馬場三郎左衛門方に受取候て松平筑前守家士

飯田覺兵衛に被相渡候○南蠻入津之段六月廿四日戌下刻純信方へ注進有之候に付て翌廿五日丹後守人數三千餘召連浦上まで罷越候尤先達て爲名代富永宮内長崎に指越申候處に馬場三郎左衛門被申聞候は南蠻船異儀無之候丹後守儀病氣之事に候間大村へ可罷歸候用事は富永宮内は長崎に可召置候由に付丹後守儀は浦上へ罷歸人數は浦上へ直に福田浦へさし越申候關船等にも早速福田へ相廻申候事

六月廿六日之晚奉行馬場三郎左衛門方より丹後守へ被申越は南蠻船順風ゆへ帆拵仕懸出申候體に相見候間急に罷渡南蠻船留候様にと申來候ゆへ丹後守早速渡海仕候先達て時津村に家老福田十郎左衛門に人數指添遣置候ゆへ丹後守は人數少々召連候て廿六日夜中に長崎馳着申候處に南蠻船出船にては無之帆を干候由也夫に付き丹後守は長崎近村福田へ相越大村へ指越置候船とも見分仕長崎領木鉢浦に罷在候事

六月廿七日奉行馬場三郎左衛門方石川庄左衛門内藤儀太夫通詞西吉兵衛指越南蠻人に被申候は日本仕置にて候條揖石火矢を揚玉藥相渡可申由被申聞候處に南蠻人不請不申候押返し三度まで被申聞候三度目には右之三人南蠻船に乗せ一間罷通候得は跡を立亦次の間に通其跡を立候て用心稠舖仕り鐵炮を使者に押當顔色少々も變は打放し可申風情に仕候南蠻人申候は日本渡海御赦免被成候か否の御返答承り罷歸候覺悟に御座候然る處揖石火矢玉藥相渡候様にと被仰候段合點不仕候日本の御仕置は存知不申候南蠻國の法に使者に參候て揖石火矢玉藥相渡申候法無御座候間指上申事不能成候由にて一色にても

指上不申候右之赴江戸え被申進候若其内及異儀候は、南蠻船乗り捕可申由にて九州勢急き長崎へ可馳
參之旨被相觸候よし○六月廿七日之晚方丹後守關船領内に參り居申候旗船浦々の小船まで不殘福田浦
に乗廻し申候奉行馬場三郎左衛門被申候は萬一南蠻船かけ出し申候は、留申候用意可仕之由に候依之
南蠻船かけ出し申候節乗り捕由候用意仕候事○たかほこ島とかけの尾の間南蠻船通路之所四町餘有之
候此所夜中は大綱幾筋も張り切り候て番船に石火矢大筒を仕掛段々繫置籌船遠見船夜中廻船燒草茅薪
等を積み南蠻船貳艘の手當申付候毎夜如此相守り晝は長崎領木鉢浦に船を繫六月廿八日々七月十日ま
て相勤申候但し公儀は人數等減し貳千六百三十人船數三十艘内關船十艘と書出し申候事○西國御目付
高力攝津守忠房肥前島原城主同根野織部正吉明豊後府内城主奉行馬場三郎左衛門御役所に出會細川肥後守家老壹人者
頭壹人鍋島信濃守家老貳人立花左近將監家老壹人者頭壹人寺澤兵庫頭家老壹人大村丹後守家老大村彌
五左衛門富永宮内召寄被申聞候は南蠻船入津之段達 上聞候御下知無御座候間萬一かけ出申候ては不
可然候旨如何様仕候は、留り可申哉何も存寄可申上之由に候得共誰有て如何様仕可然由申上候者無御
座候重て被申聞候は、御奉公之儀に候間無遠慮如何様の事にてても存寄可申上由候得共如何様共申上候
者無御座候攝津守被申候は、早速には工夫も出申間舗候次之間に參候得と各相談仕存寄も有之候は、
可申上候我々存寄無之上者何も之存寄承り幾重にも相談仕る外無之由被申候に付皆々次の間に出申候
又何も可罷出之由に候ゆへ罷出申候三郎左衛門被申候は各相談極り候哉と尋被申候得共如何様仕候て

留可申哉何も存寄無御座候由一同に申上候鍋島信濃守家老鍋島七左衛門申上候は各様御意之儀御座候
得共たとい役に立不申候にても存寄不申上候ては却て慮外に奉存候高崎と女神崎の間を張切申候ては
如何可有御座哉と申上候各尤の由にて七左衛門申上候は左様に御座候は、信濃守に被仰付被下候は、
可參由申上候三郎左衛門被申候は急に間に合可申哉と 七左衛門申上候は今日中にと存候得共明日は
馬をも乗通し候様に可仕候兼て綱碇等も少々用意仕置候筏船被仰付被下候様にと申上依之知行高に掛
筏船割付在之候得共船不足に付如何可仕哉と詮議之所に宮内申上候は長崎薩摩肥後へ參候廻船數多大
村領に懸り居申候是れ筏船可仕候由にて早速に事濟候七左衛門申候は富永宮内儀者諸事相談仕度候間
筏場へ罷出候様に被仰付可被下候旨申上候即刻退出仕大村彌五左衛門富永宮内は御用有之間廣間に相
待可有罷よし三郎左衛門被申候暫有之て可罷出由にて罷出候へは攝津守織部正三郎左衛門列座にて三
郎左衛門被申候は丹後守儀は陸の番可相務旨上意に候間所々番所見分仕丹後守に可達相の由被申渡則
町年寄町使案内にて長崎口々見分彌五左衛門は木鉢浦に參候て上意の趣丹後守に申聞候丹後守早速長
崎奉行屋舗に罷出長崎警固可仕旨上意の趣承知仕奉畏存候乍然最前より南蠻船かけ出申候は留可申之
由にて用意仕罷在候處今更所警固と御座候儀迷惑仕り候此段者是非御斷申上度奉願候攝津守被申候は
若き人の御願には似合舗尤之儀にも偏に御奉公の志し感入候然共上意趣候間御請可被申上候御願之趣
は具可致言上之旨に付丹後守奉畏候由御請申上候事(南蠻船之船等は當番松平筑前守忠之相務之)

七月十一日丹後守長崎警固相務め申候丹後守儀者櫻馬場村庄屋所に致宿陣船は大浦に召置福田浦に

も在番人并船召置候事○長崎口々番所は一瀬口馬込口茂木口大浦口清水口井良村以上六口也後西山口を加へ七口と成也

籠屋夜廻等七月十一日々八月十三日まで相務候人數貳千百五拾六人陸番人也富永宮内儀は高崎筏場

可罷出之旨三郎左衛門被申付候ゆへ所々見分仕廻高崎へ罷越候處に深堀藏々大綱碇し、りやう角ノ木

色々材木等取寄大綱を張船ならべし、りやう并角木を引渡し何もかすがいにてかけ其日之申ノ刻には

自由に致往來候付宮内御奉行所へ罷出筏之仕様具に言上仕候三郎左衛門不斜祝着にて候其後肥後守柄

樓船を拵石火矢大筒を仕懸け筏の外に繫置被申候諸將各南蠻船に乗移り候様に大船の艦先に梯石火矢

等を仕懸け候て南蠻船乗捕用意仕候事○彼船之儀從南蠻國爲使者指越其上無異儀湊に入津旁以不及死

罪に行候條穩便仕置歸帆可申付之旨上使井上筑後守長崎奉行山崎權八郎七月十二日江戸發足同廿日大

坂出船七月廿八日長崎下着に付上意之趣被申付候事

八月四日南蠻船二艘歸帆高崎之船筏を取拂長崎浦内々諸大名之船左右に鎊行列正舖仕硫黃島の外まで

右之通りに仕其間を通し申候松平筑前守長崎奉行見送船有之候純信方え御奉書

今度南蠻船使者船着岸に付彼表萬事念入番所申付之家來以下迄作法能之由及上聽御機嫌被思召候

此由相傳之旨上意に候 恐惶謹言

八月廿一日

阿部⁽⁶⁾對馬守

重次判

阿部豐後守

忠秋判

松平伊豆守

信綱判

大村丹後守殿

(1) 本誌前々號所載正保黒船來朝記の初めに右紙二艘アルマダとガレオンと云とあるそのガリアンは船名にあらず船の型式(Type)であつて、葡語の Galeao 西班牙語の Galeon 英語の Galleon である。又アルマダは伊語 (Italian) の Armata 西語 (Spanish) 又は葡語 (Portuguese) の Armada 英語 (English) の Armada, armed fleet である。即ちガリアンアルマダはガレオン艦隊である。前々號にアルマダは千六百四十年に來た Almeyda と誤り傳へたもの乎又は Almirante の積ならずや。と印刷され居るのは訂正を要する。又(附註) Boxer 氏の著書に(7)曰く以下脚註の引用も削つて可也。

又註3の内アルマダは一六四〇年に來た Almeyda と誤りたるにあらざる乎。或は Almirante の積なりや。は訂正を要す。アルマダは西語又は葡語の Armada 英語の Armada, armed fleet 艦隊の意也と改めたい。註19の Almirante 乎を削り Armada, Spanish for an armed force 也と改む。

(2) 長崎奉行馬場三郎左衛門の名はケンネル氏著日本誌 (The History of Japan, By Engelbert Kaempfer) の Sabba, Sabray, Jimon と綴りし書に Kaempfer's History of Japan, Book IV. Of Nagasaki, the Place of Residence for Foreigners: Of

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

(大志)

五七

Their Trade, Accommodation, Etc. Chapter V. Of The arrival and reception of the Portuguese and Castilians in Japan; Of their Trade, and how they were banish'd the Empire.

(3) 通詞 (Jurubaga, Juribasso, an interpreter) 西吉兵衛の名は細川家所藏「正保黒船來朝記」には書いてない。長崎實録大成にも其七卷南蠻船二艘入津之事の部に出て居らぬ。(古賀十二郎君校訂長崎志正編参照) 然るにこの長崎圖書館所藏大村家覺書三に書いてあるのは大に注意すべき點である。この通詞西吉兵衛は彼の葡萄牙人クリストワン・フェレイラ Christovão Ferreira, Christofan Ferreira 日本名は澤野忠庵) の門弟で乾坤辨説(天文書)の倭譯を助けた人である。所謂南蠻通詞である。西吉兵衛(玄甫)はポルトガル語の通詞であると共に醫者であつた。西吉兵衛の事は長崎先民傳、文學博士新村出氏著南蠻廣記收録「乾坤辨説の原述者澤野忠庵」故醫學博士吳秀三氏著「シーボルト先生其生涯及功業」(三)西洋文物の東漸の部第十四頁並に同博士稿「洋學の發展と明治維新」(二)天文學・曆學の部(史學會編「明治維新史研究」收録)等に書いてある。

通詞(Jurubaga, Juribasso, an interpreter)の洋語 Juribasso は Diary of Richard Cooks, of the English Factory in Japan にも出て来る。これは Malayo-Javanese Jurubahāsa, lit, 'Language-Master, Jurn being an expert, 'a Master of a Craft' and Bahāso the Skt. bhāshā, Speech' である。Hobson-Jobson, A Glossary of Colloquial Anglo-Indian Words and Phrases, and of Kindred Terms, Etymological, Historical, Geographical and Discursive, London 1903 参照又 C. R. Boxer 著 A Portuguese Embassy to Japan (1644—1649) P. 10 等参照。

西吉兵衛の子孫は同名にて和蘭通詞となつて居る。例へば露國水師提督フーチャチン(Admiral Putiatin)が嘉永六年、七年に我長崎に來た時に通譯をした和蘭通詞西吉兵衛は即ち本文の西吉兵衛の子孫である。西吉兵衛の名はフーチャチンの秘書官であつた露國文學者ゴンチャロフ(Gontscharoff)の書いた旅行記 Fregatte Pallada にも書いてある。

其詳なるは大正十年十月門司鐵道局主催鐵道五十年祝典記念講演「本邦鐵道史上第一頁に記載さるべき事蹟に就て」と題する子の講演筆記印刷物並に大正十一年三月發行長崎高等商業學校研究館年報「商業と經濟」第二冊所載拙稿「鐵道に關する智識の我國

に傳はりし門戸としての長崎」又千九百三十一年三、四月發行獨逸鐵道雜誌(Archiv für Eisenbahn-wesen, Jahrgang 1931 Heft 2. März-April)所載拙稿 Nagasaki, das Einfallstor für die Eisenbahn in Japan, Von Chozo Muto 等に書こて置いたから參照されたい。又鍋島侯爵家編纂鍋島直正公傳第四篇にも和蘭通詞西吉兵衛の事が書いてある。

(4)細川家の正保黒船來朝記には葡萄牙使節船がゴアから來た事は書いてない、長崎實錄大成には哥阿^{ゴア}即ち Goa より來た事が書いてある事を私は前々號に述べて置いたが今茲に引用紹介する大村家覺書にはごわ(Goa)より天川(Macao)を経て來た事が明に書いてある。

(5)ハツテイラはパツテイラで葡萄牙語 Patela 英語の Boat 端艇である。

(6)續國史大系拾卷徳川實記第二編大猷院殿御實記卷第六十七正保四年七月八日、九日、十二日、同十三日の部等に正保四年佛狼機國人(南蠻人)長崎に來り諸大名に令して警衛した事件が詳に書いてある。特に七月八日の條に「この日酒井讚岐守忠勝、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、阿部對馬守重次を御座所にめして終日御密談あり、その後大目付の輩をして長崎の地圖御覽じたまふ」とあるは江戸側の消息を傳へたものとして注意すべきである。

追 録 二

私は本文に、長崎縣立圖書館所藏大村家覺書三、なる寫本中南蠻船に關する部分を抜いて、印刷に附する事とした。而して長崎縣大村町大村男爵別邸に現に保管されて居る、大村家覺書寫本中卷之六に、正保四年南蠻使船貳艘來長崎、長崎警備の記事を私は先月親しく大村に參り、大村男爵家別邸を訪ねた際に見出し、其部分の謄寫を、同地の御厨文一氏に依頼して置いた。其謄寫が昨日漸く私の手に入った。即ち本文寄稿後であつた。爲めに、長崎縣立圖書館所藏大村家覺書三中のこの正保四年葡船來朝の記事

と、一々細密に文句を比較して、本文に註釋を加へる事が出来なかつた。しかし私は昨日來長崎圖書館所藏本大村家覺書の記事と比較し、大體長崎縣立圖書館本の方が、大村男爵家保管の寫本よりも、正保四年葡船來朝の記事の最初の部分は、記事が正確であると、私は判斷する事が出来た。文句は大體同じであるが、多少異つて居る箇所があり、其箇所も大體長崎圖書館本の方がよい様に私は思ふ。尤も大村男爵家所藏本の方がよい部分もある。以上は大村家覺書中正保四年葡船來朝記事の最初の部分に就ての批判であるが、最後の部分に就ては、大村男爵家保管本の方が比較的完全な史料を包含して居ると斷定する事が出来る。最初の部分の文句の微細なる比較は、しばらく略し大村男爵家保管大村家覺書中の事件の記事中最後の部分を茲に本文の追録として左に掲載し、以て本文中に述べた長崎圖書館所藏本の缺を補ひたい。

大村男爵家保管

大村家覺書卷之六

純 信

一南蠻使船貳艘來長崎事附長崎七口番所之事

○正保四年丁亥六月廿四日午刻南蠻船貳艘長崎より三里半硫黃嶋の沖に來る。

以下數葉省略記事大體本文の長崎圖書館本大村覺書の記事と同じ尤も文句多少の差異あり。

大村男爵家保管

大村家覺書卷之六

純信の部の内正保四年南蠻使船の記事中の一節

一南蠻船貳艘

一艘者長廿六間横七間深八間但水際より貳間四五尺程あり 艫高八間石火矢廿八挺

右は仲之方ニ繫候正使乗之繫場長崎々十五町松平筑前守陣所より六町

一艘は長廿四間横六間深四間艫高五間石火矢廿貳挺

右貳艘に乗來る人數三百七拾四人

使者はゴワ之國持水主はゴワ之奉公人之内年四拾歳程之者貳三人其外は皆夫より年劣り之者也

右之船ホルトガルと云國々來るとなり使者ゴワ之者也ホルトガルよりの使者船中にて病死仕候依之ゴワ

之者代て來る由

右之節長崎に馳集る大名の同勢左之通

一當番一番備松平筑前守忠之壹萬貳千七百三拾人内水主二千九百五十四人船數三百三拾三艘内六拾壹艘ハ關船

右本陣水浦惣人數立神兩所之間に陣す西泊戸町兩番所船は南蠻船貳艘圍之

一上使惣大將軍監松平隱岐守六千三百拾壹人内水主貳千六百十七人船數九拾三艘内五拾四艘ハ關船

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

(六四二)

右本陣は大ドウ船は陣所前繫置之長崎宿陣は皓臺禪寺也

一貳番備鍋島信濃守勝茂壹萬千三百六拾人内内水主三千三百五拾人船數三百貳拾壹艘内三拾艘關船

右本陣深堀惣勢高崎後場空榮藏千本松神島アル三番崎島船右陣所之前ニ繫置也

一三番備細川肥後守光高壹萬千三百壹人内内水主四千八百九拾六人船數貳百三拾貳艘内百八艘關船

右人數斗出る所本陣場無之高崎後場の外に栖櫻船を繫置小瀬戸ウシナシ浦に右之船繫置之也

一小笠原信濃守長次千六百七拾八人内内水主三百五拾人船數八拾艘内拾壹艘關船

右本陣戸町之内上古川船は陣場之前ニ繫置之也

一松平美作守定房千百九拾人内内水主五百六拾人船數貳拾六艘内拾艘關船

右本陣戸町之内祝の浦船陣場之前ニ繫置之也

一高力攝津守忠房貳千四百六拾三人内内水主千八百八拾人船數貳拾九艘内拾艘關船

右本陣戸町浦惣勢戸町之内小管迄召置之船は戸より小管まで繫置之也

一大村丹後守純信始船手後長崎警衛貳千六百三人内内水主千貳拾壹人船數三拾艘内拾艘關船

右本陣始木鉢浦後櫻馬場村庄屋所船は戸町村の内大浦ニ繫置之也

一立花左近將監忠房三千八百七拾人内内水主八百八拾人船數九拾艘内拾壹艘關船

右人數斗所本陣無之惣勢ガゲノ尾に陣す船は陣場の前ニ繫置之也

一寺澤兵庫頭賢高三千五百五人内水主六百八拾五人船數九拾艘内五十一艘ハ關船

右は本陣無之惣勢高鉾嶋船は福田浦ニ繫置之也

惣人數合五萬千貳百貳拾八人船數合千百五拾八艘

一松平薩摩守光久人數船等差越沖之嶋之内四郎嶋之邊ニ繫る由

一松平肥前守五嶋孫次郎儀長崎に罷出候處ニ在所海邊ニ而候條可罷歸之由依下知即刻罷歸候

一有島中務大輔人數之儀は鍋嶋信濃守長崎に罷越肥前國明キ候付隣單故爲押在所ニ可罷在之由

一小笠原左近太夫人數之儀は松平筑前守長崎に罷越筑前國明キ候付隣單故爲押在所ニ可罷在候由

右之通御座候得共各長崎へ名代使者少々人數船等をも差越被申候

松平筑前守に御奉書

猶々面々家中之族引取申候義事靜儀體ニ可申付候事

一筆令啓達候然ハ今度黒船貳艘就着津即刻彼表に被馳着候之通從馬場三郎左衛門日根野織部方

依注進達上聞候處ニ御滿悅此時候彌以右兩人被相談儀尤存候様今度黒船死罪可被仰付候處爲使

者船差越上ハ被宥死罪候之間人數引渡可申候委曲從松平伊豆守阿部豊後守阿部對島守可申候間

不及委細 恐々謹言

八月朔日

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

(六四三)

六三

* 隣單 佛教用語としての隣單に就ては、補訂佛教大辭典 1805 頁隣單の説明参照。この場合には隣國の意乎。

酒井讚岐守

忠勝判

松平筑前守殿

御狀今披見候南蠻船長崎ニ着岸ニ付早速彼地船廻之其後陸之番等被仕候由得其意候就其示給之趣承届候入念候段御次而之刻可及 上聽候 恐々謹言

八月十一日

阿部對馬守

重次判

阿部豐後守

忠秋判

松平伊豆守

信綱判

大村丹後守殿

一筆令啓達候黑船長崎着津去月廿八日之晚彼地ニ被相越候由高力攝津守日根野織部馬場三郎左衛門

注進之通及 上聞候就者彼船爲使者渡海其上無奧儀入津旁以及死罪行候最前長崎奉行中迄相達候間遂
相談被得其意事閑成様ニ仕置可有之旨被 仰出候可得其意候 恐惶謹言

八月十二日

阿部對馬守

阿部豐後守

松平伊豆守

松平筑前守殿

今度長崎南蠻使者船着岸候付彼表(相越)萬事入念番所(等)申付之家來以下まで作法能候由及 上
聽御機嫌被 思召候此由可相傳之旨上意候 恐々謹言

八月廿一日

阿部對馬守

重次判

阿部豐後守

忠秋判

松平伊豆守

信綱判

大村丹後守殿

御狀今披見候南蠻之使者船歸帆之儀示給之趣承届候入念候之段御序之節可達 上聞候 恐々謹言

九月六日

阿部對馬守

阿部豊後守

松平伊豆守

大村丹後守殿

(附註) 以上大村男爵家保管大村家覺書卷之六の記事中最終に近き部分の「今度南蠻船使者船着岸云々……」の八月廿一日附阿部對

馬守、阿部豊後守松平伊豆守連署の大村丹後守宛の所謂「御奉書」は私が本文に引用した長崎圖書館本大村覺書にも最終に書いてある事は先に本文及び其註釋に示した通である。

大村家覺書卷之六

一南蠻使船貳艘來長崎事附長崎七口番所之事

○正保四年丁亥六月廿四日午刻南蠻船貳艘長崎ヨリ三里半硫黃嶋ノ沖ニ來ル長崎奉行馬場三郎左衛門兩使石川庄左衛門内藤儀太夫通詞西吉兵衛ヲサシ越船ヲ長崎浦内ニ入レ可申トナリ同廿六日午上刻長崎浦身ナゲ石ノ前ニ繫ル猶又三郎左衛門ヨリ兩使庄左衛門儀太夫通詞吉兵衛ヲ遣シイカ様ノ儀ニ付渡海候哉ト相尋ノゴワChoa(ア)ノ屋形七年以前ニ死亡仕代替リノ使者ニテ御座候去年天川迄參候處天川人共申ハ日本渡海ノ儀先年御停止被付候以後訴訟ニ罷渡候ヘハ其者共殺害ナサレ候間又參候トモ其通ニテ可有之ト申候ヘ共コワヨリ日本ヘ使者之儀ニ御座候ヘハ如何様ニ被仰付候トモ渡海不仕候テ不罷成去年琉球迄參候得者風惡敷天川ヘ參候漸當年着船仕候ゴワノ屋形ヨリ差上候書翰御奉行ヘ直ニ可相渡ノ由申之兩使通詞ニ對面不仕候扱バツテイラハ三郎左衛門方ヘ請取松平筑前守家士飯田覺兵衛ニ被相渡候○右蠻船入津之段六月廿四日戌下刻純信方ヘ注進有之候付テ翌廿五日人數三千餘召連レ浦迄罷越ス尤先達テ爲名代富永宮内長崎ヘ差越ノ處三郎左衛門被申聞候ハ南蠻船異儀無之候丹後守義病氣之事ニ候間大村ヘ可罷歸候用事ハ宮内ニ可申聞ノ間宮内ハ長崎ニ可召置ノ由ニ付丹後守儀ハ浦上ヨリ歸城人數ハ同所ヨリ直ニ福田浦ヘ差越關船等モ早速同所ヘ相廻ス○六月廿六日ノ晚三郎左衛門ヨリ南蠻船順風故帆拵仕カケ出申體ニ見ヘ候間イソキ罷渡留候様ニト申來ル故丹後守早刻渡海仕候尤先達テ時津村ニ家老福田十郎左衛門ニ人數差添遣置候故人數少々召連同夜中ニ長崎ニ馳着申ノ處出船ニテハ無之帆

ヲ干ノ由ナリソレニ付丹後守ハ長崎近村福田へ相越シ差越置候船トモ見分致シ長崎領木鉢浦ニ在陣ス
 ○六月廿七日三郎左衛門ヨリ庄左衛門儀太夫吉兵衛差越日本仕置ニテ候條揖石火矢ヲ揚ケ玉藥相渡シ
 可申由被申聞ノ處南蠻人請合不申候ニ付押返シ三度迄被申聞ノ處三度目ニハ右ノ三人ヲ蠻船ニ乗セ一
 間罷通候へバ跡ヲ立又次ノ間ニ通シ其跡ヲ立候テ用心稠敷仕鏡砲ヲ使者ニ押當敵色少モ變セバ打殺可
 申風情ナリ南蠻人申候ハ日本渡海御赦免被成候歟否ノ御返答承リ罷歸ル覺悟ニ御座候然處ニ揖石火矢
 玉藥相渡申候様ニト被仰候段合點不仕候日本ノ御仕置ハ不存南蠻國ノ法ニ使者ニ參候テ揖石火矢玉藥
 相渡申候法無御座候間差上申事不罷成候由ニテ一色ニテモ差上不申候右之趣江戸へ注進被致候間若其
 内及異儀候ハハ南蠻船乗捕可申ノ由ニテ九州勢イソキ長崎へ可馳參ノ旨被相觸候由○六月廿七日ノ晚
 方當家ノ關船荷船并領内ニ參居候旅船浦々ノ小船迄不殘福田浦ニ廻船申付置之處萬一蠻船カケ出申候
 ハハ留候用意可仕之旨三郎左衛門ヨリ申來依之カケ出候節乗捕申用意ス○(高鉢)タカホコ嶋トカケノ尾ノ間
 蠻船通路之所四餘有之候此所ニ夜中ハ大綱ヲ幾筋モ張切番船ニ石火矢大筒ヲ仕掛段々ニ繫置籌船遠見
 船夜廻船并燒草茅薪等ヲ數艘ニ積三蠻船二艘ノ手當イタシ晝ハ木鉢浦ニ船ヲ繫每夜如斯六月廿八日ヨ
 リ七月十日マテ令警固但 公儀へハ人數船等減シ貳千六百三人船數三十艘内關船拾艘ト書出ス○西國
 御目付高力攝津守忠房(肥前嶋原城主)日根野織部正吉明(豊後府内城主)三郎左衛門御役所ニ出會細川肥後守家老壹人者頭
 壹入鍋島信濃守家老貳人立花左將監家老壹人者頭壹人寺澤兵庫頭家老壹人當家ノ家老大村彌五左衛門

宮内ヲ召寄今度南蠻船入津之段達 上聞候御下知無御座間ニ萬一カケ出候テハ不可然候如何イタシ候
ハハ留リ可申哉何茂存寄可申上之由被申聞然トモ誰有テイカ様ニ仕リ可然由申上ル者無御座候處御奉
書之儀ニテ候間無遠慮イカ様ノ事ニテモ存寄可申上之旨重テ被申聞候併如何様トモ申上ル者無御座候
其節攝津守被申候ハ早速ニハ工夫モ出申間敷候次ノ間ニテトクト各相談存寄モ候ハハ可申上候我々存
寄無之上ハ何モノ存寄承リ幾重ニモ相談仕ルヨリ外無之候トノ事ニ付皆々次ノ間へ引取候處尙又一同
ニ招呼各相談如何究リ候哉ト三郎左衛門尋被申候ヘトモイカ様ニ仕候ハハ留リ可申哉何茂存寄無御座
旨一同ニ申上候信濃守家老鍋島七左衛門申上候ハ各様御意之儀ニ御座候ヘハタトヘ御役ニ立不申儀ニ
テモ存寄不申上候テハ却テ慮外ニ奉存候高崎ト女神崎ノ間ヲ張切候ハハ如何可有御座哉ト申上候處各
尤之由被申聞依テ各様左様ニ思召ニ於テハ信濃守へ被仰付候ハハ可忝由七左衛門申上候ヘハ急ニ間ニ
合可申哉トノ尋ニ七左衛門申上候ハ今日中ニモト存候ヘトモ明日ハ馬ヲモ乗通シ候様ニ可仕候兼テ綱
碇等モ少々用意仕召置候筏船被仰付被下候様ニト申上候依之知行高ニ掛筏船割付有之候ヘトモ船不足
ニ付イカカ可仕哉ト詮議ノ所ニ宮内申候ハ長崎薩摩肥後ニ參候廻船數多大村領ニカカリ居申候是ヲ以
筏船ニ可仕候由ニテ早速事濟候七左衛門申候ハ宮内義ハ諸事相談仕度間筏場へ罷出候様ニ被仰付可被
下由申上即刻退出仕候然處彌五左衛門宮内ハ御用有之間廣間ニ控へ可罷在由指圖有之暫有テ攝津守織
部正三郎左衛門列座ノ所へ兩人招呼三郎左衛門被申候ハ丹後守儀ハ陸ノ番可相勤旨 上意ニ候間所々

番所見分仕丹後守ニ可相達之由申渡サル則町年寄町使案内ニテ長崎口々見分イタシ彌五左衛門ハ木鉢浦ニ參 上意之趣丹後守へ申聞候依之丹後守早速長崎奉行所へ罷出長崎警固可仕之旨 上意之段承知仕奉畏存候乍然南蠻船カケ出候ハ留可申之旨最前御指圖ニ付用意仕罷仕候今更所警固ト御座候儀迷惑仕候此段ハ是非御斷申上度由奉願候攝津守被申候ハ若キ人ノ御願ニハ似合敷近比尤之至偏ニ御奉公ノ志感シ入候然共 上意之儀ニ候間御請可被申上候御願ノ趣ハ具ニ可致言上之旨ニ付丹後守奉畏候由御請申上引取ル 南蠻船ノ番船等ハ當番 松平筑前守忠之相勤之 ○七月十一日ヨリ長崎警固相勤丹後守ハ櫻馬場村庄屋へ致宿陣船ハ

大浦ニ繫置ク福田浦ニモ在番人并船差置○長崎口々番所ハ一瀬口馬込口茂木口大浦口清水口井良林口 初ハ以上六口ナリ後西山口ヲ加ヘ七口トナルナリ 籠屋番夜廻番等七月十一日ヨリ八月十三日迄陸番相勤候人數貳千百五拾六人ナリ

○宮内ハ高崎筏場へ可罷出之由三郎左衛門申達ニ付所々見分仕舞高崎へ罷越ノ處深堀藏ヨリ大綱碇シシリヨウ角ノ木色々、材木等取寄大綱ヲ張リ船ヲナラベシシリヨウ并角ノ木ヲ引渡シ何茂カスガイニテカケ其日ノ申ノ刻ニハ自由ニ往來出來ニ付宮内奉行所へ罷出筏ノ仕様具ニ言上ス三郎左衛門不斜祝着有之其後肥後守栖樓船ヲ拵石火矢大筒ヲ仕掛筏ノ外ニ繫被置諸將南蠻船ニ乗移候様ニ大船ノ艫先ニ梯石火矢等ヲ仕掛蠻船乗捕ノ用意ス○彼ノ船ノ儀南蠻國ヨリ爲使者差越其上無異儀湊へ入津旁以不及行死罪候條隱便仕置歸帆可申付之旨 上使井上筑後守長崎奉行山崎權八郎七月十二日江戸發足同廿日大坂出船七月廿八日着崎 上意之趣被申達依之八月四日南蠻船貳艘歸帆高崎ノ船筏ヲ取拂ヒ浦内ヨリ

諸大名船ノ左右ニ飾リ行列正敷仕リ硫黄島ノ外マテ附送リ其間ヲ通船セシム筑前守長崎奉行ヨリモ見送リ船有之ナリ

一南蠻船貳艘

一艘ハ長廿六間横七間深八間但水際ヨリ貳間四五尺程アリ 艦高八間石火矢廿八挺

右ハ仲ノ方ニ繫候正使乗之繫場長崎ヨリ十五町松平筑前守陣所ヨリ六町

一艘ハ長廿四間横六間深四間艦高五間石火矢廿貳挺

右貳艘ニ乗來ル人數三百七拾四人

使者ハゴワノ國持水主ハゴワノ奉公人ノ由年四拾歳程ノ者貳三人其外ハ皆夫ヨリ年劣リノ者ナリ

右ノ船ホルトガルト云國ヨリ來ルトナリ使者ハゴワ(Coo)ノ者ナリホルトガルヨリノ使者船中ニテ病死仕候依之ゴワノ者代テ來ル由

右之節長崎ニ馳集ル大名ノ同勢左之通

一當番一番備松平筑前守忠之壹萬貳千七百三拾人水主二千九百五十四人 船數三百三拾三艘内六拾壹艘ハ關船

右本陣水浦惣人數立神兩所之間ニ陣ス西泊戸町兩番所船ハ南蠻船貳艘圍之

一上使惣大將軍監松平隱岐守六千三百拾壹人内水主貳千六百十七人 船數九拾三艘内五拾四艘ハ關船

右本陣ハ大ドウ船ハ陣所前繫置之長崎宿陣ハ皓臺寺ナリ

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

(六五二)

一貳番備鍋島信濃守勝茂壹萬千三百六拾人内水主三千三百五十人船數三百貳拾壹艘内三拾艘ハ關船

右本陣深堀惣勢高崎笹場空閑藏千本松神島アル三番崎島船右陣所之前ニ繫置ナリ

一三番備細川肥後守光高壹萬千三百壹人内水主四千八百拾六人船數貳百三拾貳艘内百八艘ハ關船

右人數斗出ル故本陣場無之高崎笹場ノ外ニ栖樓船ヲ繫置小瀬戸ウシナシ浦ニ右之船繫置之ナリ

一小笠原信濃守長次千六百七拾八人内水主三百五十人船數八拾艘内拾壹艘ハ關船

右本陣戸町之内上古川船ハ陣場之前ニ繫置之ナリ

一松平美作守定房千百九拾人内水主五百六十人船數貳拾六艘内拾艘ハ關船

右本陣戸町之内祝ノ浦船陣場之前ニ繫置之ナリ

一高力攝津守忠房貳千四百六拾三人内水主千八百八十人船數貳拾九艘内拾艘ハ關船

右本陣戸町浦惣勢戸町之内小管マテ召置ナリ船ハ戸町ヨリ小管マテ繫置之ナリ

一大村丹後守純信始船手後長崎警固貳千六百三人内水主千貳拾壹人船數三拾艘内拾艘ハ關船

右本陣始木鉢浦後櫻馬場村庄屋所船ハ戸町村ノ内太浦ニ繫置之ナリ

一立花左近將監忠房三千八百七拾人内水主八百八十人船數九拾艘内拾壹艘ハ關船

右人數斗故本陣無之惣勢ガゲノ尾ニ陣ス船ハ陣場ノ前ニ繫置之ナリ

一寺澤兵庫頭賢高三千五百五人内水主六百八十人船數九拾艘内五十一艘ハ關船

右ハ本陣無之惣勢高鉾嶋船へ福田浦ニ繫置之ナリ

惣人數五萬千貳百貳拾八人船數合千百五拾八艘

一松平薩摩守光久人數船等差越沖之嶋之内四郎嶋之邊ニ繫ル由

一松平肥前守五島孫次郎儀長崎ニ罷出候處ニ在所海邊ニテ候條可罷歸之由依下知即刻罷歸候

一有馬中務大輔人數之儀ハ鍋島信濃守長崎ニ罷越肥前國明キ候付隣單故爲押在所ニ可罷在之由

一小笠原左近太夫人數之儀ハ松平筑前守長崎ニ罷越筑前國明キ候付隣單故爲押在所ニ罷在候由

右之通御座候得共各長崎へ名代使者少々人數船等ヲモ差越被申候

松平筑前守ニ御奉書

猶々面々家中之族引取申候義事靜儀體ニ可申付候

一筆令啓達候然者今度黒船貳艘就着津即刻彼表ニ被馳着候之通從馬場三郎左衛門日根野織部方依注進

達 上聞候處ニ御滿悅此時候彌以右兩人被相談儀尤存候抑今度黒船死罪可被仰付候處爲使者船差越上

者被宥死罪候之間各人數引取可申候委曲從松平伊豆守阿部豊後守阿部對馬守可申候間不及委細候 恐

々謹言

八月朔日

酒井讚岐守

忠勝判

松平筑前守殿

御狀令披見候南蠻船長崎ニ着岸ニ付早速彼地船廻之其後陸之番等被仕由得其意候就其示給之趣承届候
入念候段御次テ之刻可及 上聽候 恐々謹言

八月十一日

阿部對馬守

重次判

阿部豐後守

忠秋判

松平伊豆守

信綱判

大村丹後守殿

一筆令啓達候黑船長崎着津去月廿八日之晚彼地ニ被相越候由高力攝津守日根野織部馬場三郎左使門ヨ
リ注進之通及 上聞候然者彼船爲使者渡海其上無異儀入津旁以不及死罪行候最前長崎奉行中迄相違候
間遂相談被得其意事閑成様ニ仕置可有之旨被 仰出候可得其意候 恐惶謹言

八月十二日

阿部對馬守

阿部豐後守

松平伊豆守

松平筑前守殿

今度長崎南蠻使者船着岸候付被表相越萬事入念番所等申付之家來以下マテ作法能候由及上聽御機嫌被思召候此由可相傳之旨上意候 恐惶謹言

八月廿一日

阿部對馬守

重次判

阿部豐後守

忠秋判

松平伊豆守

信綱判

大村丹後守殿

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

(六五)

御狀令披見候南蠻之使者船歸帆之儀示給之趣承届候入念候之段御序之節可達 上聞候 恐々謹言

九 日 六 日

阿 部 對 馬 守

阿 部 豐 後 守

松 平 伊 豆 守

大村丹後守殿

見聞集廿一卷ノ内

南蠻船御警固之諸大名衆御關船并御人數之事

一寛明日記ニ云正保四亥年六月廿四日長崎ヨリノ飛脚來リテ云唐船ホルトカル〇ノ〇コワ(Dogの意)ヨ

リ長崎へ着岸ス會議ヲ遂ルノ處ニ彼ノ國ヨリ日本へ使船ノヨシヲ申ス其注進目錄ニ云

船長サ貳拾六間 但艫ヨリ舳迄

横七間

深サ七間 此船三百六十人程乗子共多石火矢貳拾壹間ニ貳拾壹挺ヲ乗タリ

艫ノ高サ八間 航柱貳抱半

右ノ通ノ船貳艘ニ石火矢四拾八挺或ハ六拾挺トモ申候船中へ入サル故不分明船ノ水際ヨリ中段マテニ

二段ニ双テ仕懸タリ船ノ作ハ異國ノ軍船彼國ノ武士モ乗タルヨシ阿蘭陀人共申之

同供船 長サ二十二間半 深四間半 艫高六間 帆柱一抱半 右者唐船ナリ

一松平筑前守出役船 關船六十一艘 荷船五十艘

船數合百一十一艘 (細川家所藏「正保黒船來朝記」と船數一致す)

一鍋島信濃守出役船 關船二十五艘 荷船百艘

船數合百二十五艘

一細川肥後守出役船 關船百八艘 荷船三百二十四艘

船數合四百三十二艘 (細川家所藏「正保黒船來朝記」には百八艘せき舟百貳拾五艘荷舟合貳百三拾三艘と記しこの見聞集と一致せず)

一小笠原信濃守出役船 關船六艘 荷船十四艘

船數合二十艘 (細川家所藏「正保黒船來朝記」と船數一致す)

一高力攝津守出役船 關船十四艘 荷船五艘

船數合十九艘

一松平美作守出役船 關船十八艘 荷船三十四艘

船數合五十二艘 (細川家所藏「正保黒船來朝記」には拾艘せき舟拾六艘荷舟合貳拾六艘とある)

一松平隠岐守出役船 關船四十八艘 荷船五十二艘

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

船數合百艘

(細川家所藏「正保黒船
來朝記」と船數一致す)

右七人ニテ出ス船八百五拾九艘内關船二百八拾艘荷艘五百七十九艘

一松平筑前守人數雜兵水主共一萬千七百三十人

一細川肥後守人數雜兵水主共一萬千三百一人

一松平隱岐守人數雜兵水主共六千三百十一人

一立花左近將監人數雜兵水主共三千八百七拾八

一鍋島信濃守人數雜兵水主共八千三百五拾八

一小笠原信濃守人數雜兵水主共二千六百七拾八人

一松平美作守人數雜兵水主共千九拾八人

一寺澤兵庫頭人數雜兵水主共三千三拾五人

一大村丹後守雜兵水主共二千七拾九人

右書付ノ船數并人數ヲ以テ長崎湊口ニ船ヲ浮ヘ其船路ヲ悉ク切取テ唐船ヲ出サヌ様ニ支度ス中ニモ黒

田右衛門佐ハ人數二萬人ヲ以テ責船一手ニ船數八十艘充ニシテ大ナル鏡ノ鎖百尋餘ニ拵ヘ百筋斗用意

シテ兩端ニ八十貫目ノ碇ヲ付ケ大木ヲ以テウケトシウケト須トヲ鉸ニテ打付ケ船路ヲ幾重モ張切タリ

細川肥後守ハ唐苧ヲ以テ一尺八寸廻リニ苧綱ヲ拵ヘ二三十尋ニシテ是モ左右ノ端ニ右ノ通ニ大碇ヲ附

ウケニハ厚サ七八寸長サ三間斗充ノ板ヲ犇ト附ケ鉸ニテ打付ケ幾重ニモ張切タリ是皆唐船ヲ湊ヨリ澳
へ出スマシキ支度ナリ

右ノ注進目錄ヲ老中披見シテ則入 上覽云々

一右ノ唐船ノ事軍艦ト云殊更多人數ニシテ石火矢仕懸置ノヨシ油斷スベキニアラズ彌通路ヲ取切テ委細
ニ是ヲ穿鑿シ其様子ヲ注進仕可受御下知若又唐船理不盡ニ漕戾ントスルナラハ一人モ不漏可打取旨有
上意仍テ彼表へ向ヒタル大名九人并長崎奉行御目付衆ノ方へ松平伊豆守阿部豊後守阿部對島守連署ヲ
以テ申達ス爾後長崎ノ飛脚來テ曰唐船ノ儀西國大名ノ人數ヲ以テ湊ノ口ヲ取切り或ハ鐵ノ鎖或ハ苧綱
ヲ以テ其通路ヲ張切り船階ヲ以テ幾筋モ道ヲ付テ仕寄又竹束搔楯ヲ楯双其夥ニ石火矢大筒佛郎機等ヲ
仕懸件ノ船ヲ可責體ヲ相歌ス故ニ異人大ニ驚テ通事ヲ以テ様々申分仕其趣ハ古和ヨリ韃靼國へ行船ナ
リ然ルニ難風ノ障ニ因テ不慮ニ日本ノ地へ漂泊シタリ全ク日本へ敵對ノ心アリテ來ルニアラズト再三
問答アリ其上古和ヨリ韃靼國へ參ル證文數通出シ願ハ船中ノ輩ガ命ヲ助ラレ本國へ返シ給フベシト歎
キ申ス唯今ノ體ニテハ中々日本人ニ敵對可仕體トハ不見ヨシヲ注進ス則達 上聞ニノ處ニ然ル上ハ無
別儀無罪輩ヲ理不盡ニ殺候事モ不便ノ至ナリ彌打寄會議評ヲ遂テ異議ナクハ宥免シテ可歸遣但此方ヨ
リ御目付其外所ノ奉行人唐船ニ乗移リテ諸道具ヲ改テ異ナル兵具等ヲハ此方ニ可留置次ニ兩船中ニ石
火矢多仕懸タルヨシ其聞アリ然ハ彼石火矢二艘ノ内ニ四挺充八挺ノ外ハ其船ニ不可差置悉ク可取上其

外ニモ見合次第兵器ヲ抑留シ可然此儀若叶間敷旨及異議ハ一人モ不殘可切捨ヨシ有御下知依之右 上
意之趣ヲ一ツ書ニシテ伊豆守豊後守對守連判シテ長崎奉行并御目付衆ノ方へ遣ス又一通ハ右ノ趣ヲ認
メ松平筑前守細川肥後守鍋島信濃守松平隱岐守立花左近將監小笠原信濃守松平美作守寺澤兵庫頭大村
丹後守右九人ノ方へ遣ス若又船中ヲモ改メサス事スマジト云又船中ヲバ改メサセテモ兵員ヲバ渡スマ
ジト難澁スル事アラバ時刻ヲ不移火急ニ責テ一人モ不殘可切殺ノ旨ヲ載タリ然ル故ニ急ニ西國へ飛脚
ヲ遣スト云々

長崎實記云 上使井上筑後守長崎奉行山崎權八郎七月廿八日長崎下着今年西泊戸町松平筑前守勤番故
筑前守に御奉行到來

一筆令啓達候黒船長崎着津去月廿八之晚彼地に被相越之段高力攝津守、日根野織部正、馬場三郎左衛
門、注進之通及 上聞候。然者彼船爲使者渡海其上無異儀入船旁以不及行死罪其上最前長崎奉行中迄
相達候間遂相談彌被得其意事閑成様仕立可有之旨被 仰出候可被得其意候 恐惶謹言

七月十二日

阿部 對 島 守

阿部 豊 後 守

松平 伊 豆 守

松平筑前守殿

(武藤曰く右松平筑前守への御奉書は長崎實錄大成第七卷にも之を載す)

左之記長崎從正覺寺長崎縁記ハ當住之作ナリ到來

(武藤曰く長崎正覺寺四代淨遍著長崎略縁起と記事多少差異あり正覺寺に就ては長崎市史地誌編佛寺部上參照)

一正保四年亥六月廿四日南蠻船貳艘入津仕候江戸に被成御注進候處 御上意有之神崎之入口ヲ船イカタニテ仕切道ヲ作り馬上ニテ往來仕候様ニ被成候右之南蠻船者大村丹後守殿ヨリ御番船被附置候當亥年筑前御番ニテ御座候ニ付テ松平右衛門殿御奉行馬場三郎左衛門殿通詞西吉兵衛被召連南蠻船ニ御乗被成様子ヲ御聞被成候ナリ然處江戸ヨリ貳艘共ニ御歸シ可被成由被仰付候付テ八月六日貳艘歸帆仕候右貳艘之人數四百六十人之内使者貳人乗組申候扱此船ニハ大勢乘來殊ニ黒船ニテ船ノ拵様又者石火矢數挺船中色々手立仕居候様ニ其節專沙汰仕候

諸大名衆御人數并船數御陣所

人數一萬千七百三拾人水主共

松平右衛門佐殿

船貳百三拾三艘

陣所西泊戸町

人數一萬千三百五拾人水主共

(長崎夜話輝に掲ぐる人數と一致す)

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

鍋島信濃守殿

船百貳拾五艘

陣所深堀高向

人數一萬三百壹人水主共

(長崎實錄大成に掲ぐる人數の數字と一致すれど細川家所藏「正保黒船來朝記」には壹萬千三百壹人とある)

細川肥後守殿

船數百三拾三艘

陣所外木鉢

人數六千三百人水主共

(細川家所藏「黒船來朝記」及長崎實錄正成には共に六千三百拾壹人と記す)

松平隱岐守殿

船數九拾三艘

陣所神崎

人數三千五百人水主共

船數九拾艘

陣所香燒嶋

立花左近將監殿

人數三千五百人水主共

(長崎實錄大成細川家黒船來朝記及び長崎夜話等には共に人數三千五百五人と記す)

寺澤兵庫頭殿

船數八拾艘

陣所内木鉢

人數貳千人水主共

(西川如見著「長崎夜話」と人數一致す)

高力攝津守殿

船數三拾艘

(長崎實錄大成とは船數一致すれど「長崎夜話艸」とは一致せず)

陣所戸町之内

人數千六百七拾八人水主共

小笠原信濃守殿

船數六拾五艘

陣所高鉾

人數貳千六百人水主共

大村丹後守殿

船數三拾艘

陣所大浦之内

人數千貳百人水主共

松平美作守殿

船數八拾艘

陣所白崎

右貳艘之船歸帆仕候節ハ陣所ヨリ旗差物武具立双べ殊之外稠敷體ニテ御座候

右亥年南蠻船入津以後國々ヨリ當所附近人衆始リ申候

左之記ハ延享元年子八月於長崎野澤新兵衛寫取之

一正保四年亥六月廿四日黒船貳艘入津是ハ亞媽港^{アマカワ}ヨリノ使者船ト申事候依之九國ノ大名ハ不及申四國中

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

(六三)

國ノ諸大名兼テヨリノ上意ヲ相守リ御奉行ハ馬場三郎左衛殿ナリ今ノ西屋敷ニ被成御在勤候今此黒船入津ハ先年燒沈被 仰付候テヨリ八年目ニ當申候此貳艘崩ノ前ニ懸リ申候船ノ長サ貳拾六間横七間深サ八間又壹艘ハ長サ貳拾四間横六間深サ四間貳艘共ニ軍船ト相見石火矢貳拾四挺仕懸有之候御奉行所ヨリ使者并通詞ヲ以テ日本ノ法令ニ候間石火矢玉藥等可相渡之由被仰渡候處貳艘ノカヒタン共申候ハ別ノ子細ハ無之候以來商賣御免ノ有無ノ御返事承リ候迄之儀候トテ石火矢玉藥等相渡シ不申剩却テ用心ノ體ニ相見ヘ候依之右之趣江府ニ言上有之就夫諸國ノ大名當所ニ御越被成候尤御自身出馬無之ハ名

代ヲ被差越候 此時阿蘭陀入津有之候大黒町ト
稻佐割石ノ間ニ引入被召置候

扱右黒船貳艘ノ使者口上ノ趣一々江府ニ被仰上 上意ノ趣被相待候其内諸國ヨリ御來着ノ諸大名何茂其陣所ヲ取稠敷警固ヲセラルベシトテ海陸共陣所ヲ定ラル先女神男神ノ間ニ 貳百貳拾三
間ノ所ナリ 船橋ヲ懸テ大綱ヲ張リ黒船不逃出様ニ構ラル 上使松平隱岐守殿其勢六千三百四人船數九拾三艘此時ノ上將トシテ諸將ノ命令ヲ司給フ船橋ノ東西ニケ所ニ陣ヲ構ラル外海神崎小瀬戸神ノ島ニハ細川肥後守其勢一萬三千餘人船數大小貳百餘艘此内栖樓船二艘有之香燒蔭ノ尾深堀子ケ倉ノ邊ニハ鍋島信濃守殿其勢一萬千三百餘人船數ハ百七拾餘艘ニテ備ラル松平美作守殿千貳百餘人船數八拾艘ニテ木鉢浦ニ控ラル内海ニハ立花左近將監殿其勢三千八百七拾餘人船數三拾三艘此内九艘ハ關船ニテ上古川下古川ニ備ヲ立小笠原右近太夫殿其勢千六百餘人船數六拾五艘ニテ鍋冠山ノ下ニ備ラル扱黒田右衛門佐殿其勢一萬千七百餘

人船數貳百餘艘ニテ今年ハ當番故先懸ノ用意ニ燒草等ヲ船ニ積三兩番所ノ表ニ備ラル大村丹後守殿其勢貳千六百餘人船數三拾艘小瀬戸ノ鼻先へ備ラル高力攝津守殿其勢貳千餘人船數三拾艘戸町鼻先ニ備ラル唐津平戸五嶋ノ諸勢ハ今ノ出島先稻佐和久浦西北ノ海邊ニ控ラル扱又當所陸手七口ハ大村ヨリ堅メラレ近國ノ諸勢其外町内町外ノ非常ヲイマシメラル然ルニ大村丹後守殿御内富永宮内ト云フモノ粟毛ノ馬ノ太ク逞キニ乗テ指物纒懸テ船橋ノ上ニテ長刀ヲ振テカケ通リシヲ南蠻人共是ヲ見テ日本人ハ羽翼有ト云シトカヤ當所始テノ軍粧誠以目ヲ驚シ候ナリ南蠻人共甚恐レ段々ト御斷申上候付テ御免アリテ同年八月四日無事ニ歸帆被仰付候ナリ

右之通記錄於當所見出候間書拔差上申候 以上

大村家文書の第三

私は大村家文書の第一として長崎縣立長崎圖書館所藏の大村家覺書三中の正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する記録を紹介した。

次で大村家文書の第二として大村男爵家に現存の大村家覺書中正保四年南蠻船長崎入津の記録を第一と對照の爲めに掲げた。

今茲に大村家文書の第三として長崎縣大村中學校に現在保管の大村伯爵家所藏『見聞集』中正保四年南蠻船入津に關する史料を掲げたい。即ち『見聞集』(第)二十一にある正保年中南蠻船入津ノ節(就入津)

長崎市中御警固且御奉書之事其他の記録を以下轉載収録し、それに一二の註釋を加へて置きたい考へである。

見聞集二十一目録

一 正保年中南蠻船入津ノ節長崎市中御警固且御奉書之事

附伊丹様之御書音并御扶持米御頂戴ニ付伊丹様ヨリ御返書之事

一 南蠻船御警固之御大名衆御關船并御人數之事

一 寺澤兵庫頭様御變死唐津城御受取之上使衆并高力様へ被進候御狀之事

見聞集二十一

南蠻船就入津長崎市中御警固且御奉書之事

附リ伊丹様之御書音并御警固之御扶持米御拜領ニ付伊丹様御返書之事

一 御家記云正保四年丁亥六月廿四日南蠻船貳艘硫黃島ノ邊ニ漂泊ス長崎府司馬場三郎左衛門命シテ長崎

浦ニ入ラシム同廿六日入津馬場氏又人ヲシテ來意ヲ問ハシム蠻人云天川使船ナリト于時純信疾篤シ然

レドモ強テ起テ人數三千餘ヲ率テ廿五日浦上ニ到ル二十四日戌下刻蠻船硫黃ニ來ルノ告アリ又家臣富永宮内ヲシテ先テ長崎ニ

到ラシム馬場氏宮内ニ告テ云蠻船異儀ナシ汝主歸城シテ病ヲ養ルベシ但汝ハ留在セヨト依之純信人數

ヲ福田浦ニ留置テ歸城ス廿六日長崎急ヲ告テ云蠻船揚帆之粧アリ早々來テ抑留セラルベシト純信即夜

中長崎ニ到ル 先是福田十郎左衛門ヲシテ人數ヲ率テ特津ニ在ラシム 然レドモ蠻船帆ヲ揚ルニアラズ故ニ純信福田ニ到テ諸船ヲ檢見シ

テ木鉢浦 長崎領ニ陣ス其後蠻人長崎府司之命ニ從ハザル事アリ故ニ府司其旨趣ヲ江府ニ達ス其間變ヲ生

セン事ヲ恐ル故ヲ以テ二十七日九州之兵ヲ招ガル此日純信兵船及商船漁船旅舟 領内ニ繫泊スル所ノ旅船ヲシテ 悉ク福田

浦ニ漕到ラシム且令シテ曰蠻船若シ歸帆セント欲セバコレヲ乘リ捕ルベシ是乃長崎府司之旨ナリト又

高鉾ヨリ陰ノ尾ニ到テ其際四町許毎夜多ク大綱ヲ張リ大銃船籌船遠見船燒草船ヲ設置キ各嚴密ニ相守

リ晝ハ諸船ヲ木鉢浦ニ繁キ如スル事六月廿八日ヨリ七月十日ニ到テ怠ラズ 但官府ニ錄上スル處ハ其數ヲ減シ人二千六百三人船數三十艘内

十艘ハ關船ト書セラル

高力攝津守 島原城主西國目付 日根野織部正 豐後府内城主西國目付 馬場三郎左衛門尉會議シテ鍋島 家老二人 細川 家老一人 立花 同 寺澤 家老一人

大村 大村彌五左衛門富永宮内 右五家之家臣ヲ召テ會議セラル議罷テ諸士退出ス但當家之家臣ヲ留テ高力日根野馬場

氏列座馬場氏命ヲ傳テ云丹州陸手之番ヲ勤ラルベシト兩臣命ヲ領シ出テ崎中諸番所ヲ巡檢シテ後彌五

左衛門木鉢ニ到テ 臺命ヲ達ス純信即日長崎ニ到リ馬場氏ニ謂テ云

君命違フベカラズトイヘドモ予ガ意蠻船ヲ抑留スルニアリ今無事ノ陸路ヲ守ラン事本懷ニアラズ馬場

氏云雖然 上意ナリ異議アルベカラズト純信不得止シテコレヲ肯ヒ即長崎六口之番所 一瀬口馬込口茂木口大浦口清水口井良林

口以上六所後西山口 ヲ加テ七口トナル ヲ守ル其外獄屋番夜廻番等彼是陸路警固番人凡二千百五拾六人ナリ七月十一日ヨリ八

月十三日ニ到テコレヲ勤ム純信櫻馬場里正ノ家 俗ニ庄屋ト云ニ宿陣ス七月廿八日 上使井上筑後守長崎司山

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

(六七)

八七

崎權八郎長崎ニ到着シテ蠻船歸帆セシムルノ旨ヲ演フ依之八月四日彼船歸帆今年純信ニ奉書ヲ賜テ其續用ヲ感稱シ且東觀ヲ免サルト云々

態以飛札申上候然者六月廿四日ノ晚深堀ノ内^{カウヤキト}申所ニ南蠻船貳艘着岸仕候日本^ニ爲御禮參候由承候實正之儀ハ未不承候定テ委細之儀馬場三郎左衛門殿ヨリ可被仰越ト奉存候高力攝州日根野織部殿馬三郎左衛門殿萬端可得差圖候間可御心安候御老中様^ニ書札上候テ可然ト被思召上候バ御認候テ被差上可被下候 恐惶謹言

六月廿五日

大村丹後守

純 信

伊 丹 順 齊 様

同 藏 人 様

猶々御銘々以書札可申上候得共急申候條御一所如斯御座候 以上

一筆致啓上候然者南蠻船長崎表^ニ着岸之刻拙者船早々彼地^ニ差越候様ニト馬場三郎左衛門殿高力攝津守殿日根野織部殿ヨリ被仰越候ニ付テ則時申付拙者モ長崎へ參着右三人衆相談候テ長崎口木鉢浦ト申所ニ舟ヲ乘浮罷在候處ニ近國ノ衆舟數參集候付拙者儀ハ舟手ヲ致無用陸ノ番仕候様ニト長崎右三人衆

被申候間自然南蠻船召ツブサレ候儀モ御座候者陸之御番若キ者之迷惑存候間達テ右御奉行衆へ申候處ニ舟手ハ松平筑前殿に被仰渡候間陸之致御番候様ニト重テ被仰渡候付不及是非長崎町ハヅレ櫻馬場ト申所ニ罷在往來ノ口々番之者差ハメ町中夜廻リ等申付儀ニ御座候在所ニハ城内番之者斗殘置其外人數召連長崎エ相談御番仕候委細長崎御奉行衆ヨリ可被仰上候條不能詳候 恐惶謹言

七月廿二日

大村丹後守

純信

松伊豆守様

阿豊後守様

阿對馬守様

人々御中

御狀令披見候南蠻船長崎エ着岸付早速彼地船廻之其後陸之番等被仕候由得其意候就夫示給之趣承届候入念之段御次而之刻可及 上聽候 恐惶謹言

八月十一日

阿部對馬守

重次

阿部豐後守

忠秋

松平伊豆守

信綱

大村丹後守殿

今度長崎南蠻使者船着岸ニ付彼表へ相越萬事入念番所等申付之家來以下迄作法能候由及 上聽御機嫌
被 思召候此由可相傳之旨 上意候 恐惶謹言

八月廿一日

阿部對馬守

重次

阿部豐後守

忠秋

松平伊豆守

信綱

大村丹後守殿

尙々遠路被入御念蒙仰忝存候 以上

預御飛札忝令拜見候如仰其後ハ御疎遠罷過候其元御無事之由珍重存候此方長崎表ニテ相替儀無之候拙者儀長崎陸之番手被仰付罷在候爲 上使井上筑州殿山崎權八殿今月十四日ニ江戸御立之由御次飛脚ニテ政所ハ申來候此月末ニハ爰元可爲御着候間此方埒明可申ト存候貴様御事御在所ハ御座候様ニト馬場三郎左衛門殿御差圖ニ付テ御越無之通尤存候猶相替儀モ御座候ハ、重テ可申達候 恐惶謹言

七月廿六日

大村丹後守

純信

五嶋孫二郎様

御報

以別紙申上候仍其元御一門中御無事ニ可被成御座ト奉察候長崎表相替儀無御座候松平筑前守殿高力攝津守殿日根野織部殿ハ八月十日ノ晚被罷歸候松平隱岐守殿ハ同十一日ノ朝御歸候其外諸方ヨリノ人數共被差歸候テヨリ拙者儀長崎番手無事ニ仕廻申八月十三日ニ在所エ罷歸候間可御心易候隨テ拙者何時分御老中様エ御伺被成可被仰下儀奉願候何モ御報可得其意候 恐惶謹言

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

(六七)

九一

八月十八日

大村丹後守

純 信

伊丹順齊様

同 藏 人様

人々御中

尙々御扶持方拜領如何ト被思召御奉行衆に御斷御尤存候 何モ任御斷拜領被成候由一段之事候將

又順齊母長生仕候儀兩 上様御感ニ被思召

大納言様の御目見祖母に 御前ニテ御悅御三獻之御膳ニスワリ御盃致頂戴祖母ニ下サレ候ヲ被召

上其上御帷子銀子澤山ニ致拜領無殘所仕合有難奉存候御前之儀無御心元可被思召ト存申入候以上

御飛札拜見仕候然者井上筑後殿山崎權八殿七月廿九日長崎に參着黒船上意之趣畏日和次第歸帆可仕由

申候段被仰聞得其意奉存候將又今度長崎に相詰申候付從 御公儀御扶持方拜領申候儀御迷惑之由御奉

行所に御斷被仰入候得共御請申候様ニト重々右被仰付拜領被成難有被思召之由右之段御老中に之狀遣

申候被入御念様子具被仰聞忝奉存候當御地別條無御座候條不能詳候 恐惶謹言

八月廿一日

伊丹藏人

勝長

大村丹後守

貴報

御狀令披見候南蠻之使者船歸帆之儀示給之趣承届候入念之段御次而之節可達 上聞候 恐惶謹言

九月六日

阿部對馬守

重次

阿部豐後守

忠秋

松平伊豆守

信綱

大村丹後守殿

預御飛札忝存候殊珍敷白鳥一羽被懸御意テ竟忝存候去廿三日ニ江戸ヨリ御到來兩 上様彌御機嫌克被
爲御座候旨何ヨリ以珍重之儀共不可過之候就者今度長崎表ニテ萬事被入御念下々迄御作法能通被達

正保四年長崎に渡來の葡國使節を載せたる南蠻船に關する肥前大村家文書(武藤)

(六七三)

九三

上聞御奉書參御満足ニ思召通令得其意候御奉書之寫御見セ被成候目出度存候其元彌御無事御座候由此表替儀無御座候間可御心安候何茂重テ可得御意候間不詳候 恐惶謹言

九月廿五日

高力攝津守

貴

大村丹後守様

御 報

猶以爰元¹に御詰被成候御大名衆ヨリモ長崎²カレウタノ様子節々被仰上之由承申候左様御心得可被成候 以上

七月廿二日之御狀八月九日ニ相請取致拜見候先以

殿様御機嫌克被爲成御座候由乍恐珍重ニ奉存候爰元

御前様 御隠居様御機嫌克被爲成御座候條御心易可被思召上候然者先書ニ被仰聞候様ニ長崎³カレウタ

(註) 葡語 Galoeta, 伊語 Galeotta, 佛語 Galiole) 着岸ニ付殿様茂御越被成御番被遊候由各様御苦勞奉存候

一順齊様藏人様に被遣候御狀有差上申候今度者御老中様に従

殿様御狀不被遣候爰元ニテ御認被差上候様ニト藏人様に申上候得者御狀之内ニ左様之儀茂不被仰越候

條今度者先々召置候様ニト御意被成候重テ申上候者長崎様子之儀茂被仰越候テ能時分ニテ御座候條書狀御認被遣候テハイカカ御座候ハンカト一兩度モ申上候得者順齊様被成御尋御狀茂可被遣候由被仰御尋被成候順齊様被仰候者御狀被遣候テ一段能御座可有之候條早々御認被成候様ニト藏人様被仰就夫御狀御認御老中様被拙者致持參候其請ニ御奉書被遣候條差下申候右之御案文藏人様御文箱之内ニ御入被成候御覽可被成候將又順齊様藏人様ヨリノ御報差下申候御受取可被成候

一其方カレウタ様子相濟不申候内者節々此方被様子被仰聞候ガ能御座候由承付候御油斷被成間敷候得共申上事候今度者飛脚何様能時分被仰越一段首尾好御座候テ我々迄乍恐目出度奉存候

註

1 香燒

2 カレウタは葡萄牙語 Portuguese 又は西語 Spanish の Galeota 船の一型式 (type) 也

3 故 Friedrich Kluge 教授著海員用語 (Seemannsprache) S. 297 の Galiot の部參照

4 上田、高楠、白鳥、村上、金澤博士共編日本外來語辭典に Garinta 兩桅ノ商船 Port. Galeota と簡單に説明す。前掲 Kluge 氏著海員用語辭書の説明は詳細也。尙 Hobson-Jobson or A Glossary of Anglo-Indian Colloquial Words and Phrases By

Yule and Burnell 中 Galleva, d. Galliot の部參照